

港区政80周年記念事業 助成団体募集要項



令和8年6月

港区

1 実施目的

港区は、令和9年3月15日に区政80周年を迎えます。

この節目に、区民をはじめ、区内で働く方や学ぶ方など、港区に関わるすべての方の区に対するシビックプライドを高め、区の未来につながる契機となることを目的として、対象団体が企画・実施する港区政80周年記念事業に対し、助成事業を行います。

2 助成対象者

区内に活動拠点を置く企業、学校法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人等その他特に区長が適当であると認める地域で活動している団体

ただし、以下のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

- (1) 町会・自治会、商店会等
- (2) 国、地方公共団体及び独立行政法人並びにそれらの外郭団体
- (3) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする団体
- (4) 暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの

3 助成内容

(1) 助成対象事業

港区政80周年記念事業の趣旨に沿い、新たに企画・実施する事業を対象とします。

(2) 助成金上限額

助成対象経費の10/10で上限80万円

(3) 助成団体数

5事業(予定)

なお、次に該当する場合は、助成の対象となりません。

- ①特定の団体の構成員のみを対象としている場合又は事実上それらの者しか参加しない場合
- ②政治活動又は宗教活動として実施する場合
- ③特定の個人、団体等の営利又は宣伝のみを目的とする場合
- ④法令及び公序良俗に反する場合又はそのおそれのある場合
- ⑤港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第12条第2項の規定に基づき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められる場合

- ⑥区の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜させる場合又はそのおそれがある場合
- ⑦港区、東京都、国等の他の制度による補助又は助成等を受けている場合
- ⑧その他区長が適当でないと認めた場合

4 助成要件

- (1) 区内で実施されるイベント・事業であること
- (2) 助成対象者が主体的に企画・運営するイベント・事業であること
- (3) 特定の構成員に限定されず、広く参加の機会が確保されているイベント・事業であること
- (4) 港区政80周年記念の目的に沿った事業であること
- (5) チラシ、ポスター、プログラム、インターネット等で事業告知をする際には、以下の「対象文言等」に示す①から③までを必ず表示して助成事業を実施し、その実績が分かる根拠資料を提出すること

「対象文言等」

- ①港区政80周年記念マーク



※使用に当たっては、「港区政80周年記念事業 記念マーク 使用ガイドライン」参照ください。

- ②キャッチフレーズ「つながる港、つなげる未来」
- ③港区は令和9年3月15日に区政80周年を迎えます

5 助成対象経費

対象となる経費は、事業を実施するために直接必要な経費で、次に掲げる費用とします。また、助成対象経費から助成に係る事業で得た収入を控除した額とします。

(1) 助成対象経費

対象経費	内容
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼
旅費	講師、専門家、出演者等の交通費及び宿泊費
消耗品費	啓発用配布物の作成その他事業実施に必要な消耗品の購入費用
印刷製本費	パンフレット、ポスター、冊子等の印刷代
通信運搬費	パンフレット等の郵送料及び配送料、備品や機器等の運搬料等
広告費	新聞、雑誌、テレビ等への広告料
保険料	参加者、スタッフ、物品等に係る保険料
委託料	会場設営費、警備委託費
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具等の借上料等
その他	区長が特に必要と認める経費

(2) 助成対象外経費

内容
飲食に要する費用
助成対象者の構成員に係る人件費、謝礼及び旅費
助成対象者の運営に係る経常的な経費
備品購入費
領収書等により助成対象者が支払ったものであることが明確でないもの
港区等の他の制度による補助又は助成等を受ける経費
区長が特に必要であると認めることができない経費

6 提出書類

次の書類を提出してください。

- ①港区政80周年記念事業助成金交付申請書（第1号様式）
※電子申請（Logo フォーム）の場合は省略可。
- ②申請者概要（様式1-1）
- ③事業実施計画書（様式1-2）
- ④申請事業収支予算書（様式1-3）
- ⑤団体の名簿、規約及び会則の写し

- ・上記提出書類以外に、審査の参考のために区では必要に応じて関係資料の提出を求めたり、面談、電話等でヒアリングを実施する場合があります。
- ・書類不備の場合は、申請受理できません。
- ・提出書類は返却しません。
- ・書類はホチキス止めしないでください。

7 助成の決定

(1) 決定方法

助成金交付要綱に従い、要件適合の有無を審査し、港区政80周年記念事業助成審査会で審査します。審査結果により、港区政80周年記念事業としてふさわしい事業を選択し、助成事業を決定します。

(2) 選定結果通知

審査会終了後、申請団体宛てに助成決定(不承認決定)通知書を送付します。

8 申請期間・事業実施期間

(1) 申請期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月19日(金)まで

(2) 事業実施期間

令和8年7月18日(土)から令和9年3月15日(月)まで

9 提出方法

(1) 申請できるのは、1団体につき1事業までです。

(2) 次のいずれかの方法で提出してください。

①Logo フォームによる電子申請

【URL】 <https://logoform.jp/form/Mt5V/1604440>

②電子メール、郵送又は直接持参

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付け
します。

10 提出及び問合せ先

《提出・問合せ先》

港区企画経営部 企画課 企画担当

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

電話：03-3578-2529

mail：kikaku@city.minato.tokyo.jp

申請手続きの流れ

